

漁業災害補償法の規定による特定養殖業に係る一定の区域（平成14年岩手県告示第902号の3）の一部を次のように改正する。

平成29年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
2 こんぶ養殖業		2 こんぶ養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
唐丹町加入区	[略]	唐丹町加入区	[略]
大船渡市加入区	[略]	綾里加入区	綾里漁業協同組合の地区の区域
[略]		大船渡市加入区	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			